

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	須崎 誠一
登録番号又は法人番号	1 2 2 6 1 9 9 4
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	南新町すぎき行政書士事務所
事務所所在地	大阪府大阪市中央区南新町1丁目4番9号 谷四昭和ビル407号
処分年月日	令和4年4月13日
処分内容（種類）	訓告
上記処分をした理由	行政書士法第6条の4、日本行政書士会連合会会則第44条第1項に違反した。 （被処分者は、事務所所在地を変更しているにもかかわらず、変更登録申請を行っていない。 このような事実は、行政書士法第6条の4、日本行政書士会連合会会則第44条第1項の規定に違反する。）
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法 第6条の4（変更登録） 行政書士は、第6条第1項の規定により登録を受けた事項に変更が生じたときは、遅滞なく、所属する行政書士会を經由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請しなければならない。 日本行政書士会連合会会則 第44条（変更登録の申請） 行政書士は登録を受けた事項に変更が生じたときは、行政書士変更登録申請書（以下「変更登録申請書」という。）に必要な書類を添付して、遅滞なく、第39条第1項第三号から第五号までの事務所の所在地を含む都道府県の区域に設立されている単位会を經由して本会に提出しなければならない。